

呉市老人福祉センターみはらし荘の次期指定管理者の選定について

1 施設の概要

- (1) 施設名：呉市老人福祉センターみはらし荘
- (2) 施設所在地：呉市警固屋8丁目17番1号
- (3) 設置年月日：昭和50年9月15日
- (4) 規模・構造：地上2階，地下1階，鉄筋コンクリート造
- (5) 敷地面積：2,701.30㎡
- (6) 建築面積：1,053㎡
- (7) 延べ面積：1,658㎡
- (8) 主要施設：1階（事務室，浴室，研修室，娯楽室，売店・食堂）
2階（大広間，和室，図書室）

2 これまでの指定管理の実績

指定期間	指定管理者	選定方法
平成18年9月1日から平成22年3月31日まで	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	公募
平成22年4月1日から平成27年3月31日まで	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	公募
平成27年4月1日から令和2年3月31日まで	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	公募
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	公募

3 現在の指定管理の状況

(1) 指定管理者の業務の範囲

ア 呉市老人福祉センターみはらし荘の施設の維持及び管理に関する業務

イ 次に掲げる事業に関する業務

(ア) 老人の生活及び身上等に関する相談

(イ) 老人の機能回復訓練

(ウ) 老人の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜の提供

(エ) その他老人福祉に必要な事業

ウ 呉市老人福祉センターみはらし荘の使用の許可に関する業務

エ 上記の業務に付随する業務

(2) 指定管理料

(単位：千円)

年度	指定管理料	追加経費※	計
令和2年度	31,398	—	31,398
令和3年度	32,693	1,157	33,850
令和4年度	34,100	2,267	36,366
令和5年度	36,916	1,792	38,708
令和6年度	37,590	2,869	40,459

※ 温泉水の利用中止に伴い増加した水道料金及び重油料金
(令和6年度は予算額)

(3) 収入実績 (単位：千円)

年度	利用料金
令和2年度	2, 297
令和3年度	2, 189
令和4年度	2, 904
令和5年度	2, 919
令和6年度	2, 904

※ 令和6年度は予算額

[利用料金]

○市内に居住する60歳以上の者

個人：一人1日につき100円

団体：一人1日につき50円

○その他の者

個人：一人1日につき200円

団体：一人1日につき200円

(4) 利用実績

(延べ人数)

年 度	有 料			計	うち教室利用者数	備 考
	個人利用	団体利用				
平成30年度	36,596人	48団体	1,662人	38,258人	3,496人	
令和元年度	33,493人	47団体	1,602人	35,095人	3,117人	※
令和2年度	22,598人	7団体	144人	22,742人	2,042人	※
令和3年度	21,456人	15団体	349人	21,805人	2,078人	※
令和4年度	28,392人	17団体	479人	28,871人	2,531人	
令和5年度	28,650人	38団体	1,065人	29,715人	2,415人	

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、次の期間を休館

- 1 令和2年3月 8日から同年6月 2日まで
- 2 令和3年5月16日から同年6月20日まで
- 3 令和3年8月27日から同年9月30日まで

(5) 修繕等の実績

(単位：千円)

年度	主な内容	金額	備考
平成２年度	屋上防水，浴室，給配水	４２，７９６	社会福祉施設整備費補助２７，０５２千円
平成１４年度	床，厨房，給排水，電気設備	１２，９９５	
平成１８年度	屋上防水，外壁庇鼻	３，３０８	
平成１９年度	シャワーバス水栓	６３０	
平成２０年度	浴室漏水，受水槽社交塗装	２，８５６	
平成２１年度	ボイラー，ろ過器	９，４８６	
平成２２年度	外壁	２２，１５５	地域活性化きめ細かな臨時交付金２２，１５５千円
平成２３年度	空調設備，電気設備	３４，３６５	社会福祉事業推進基金３４，３６４千円
平成２５年度	熱交換設備	１，８５９	
平成２７年度	重油タンク更新，浴室改修	５，５７４	
平成２８年度	雨漏り等修繕，漏水修繕	１，８４７	
平成３０年度	給湯器修繕	１，４００	
令和元年度	階段室修繕	１，７９９	
計		１４１，０７０	
平成２年度～令和５年度 平均		４，１４９	

4 次期指定管理者の選定方法

選定方法	非公募
理由	呉市老人福祉センターみはらし荘の現指定管理者の指定期間が令和6年度末で満了となります。 本施設は、呉市公共施設に関する個別施設計画（令和3年3月実施）の施設ごとの対応方針において、令和8年の廃止となっており、本施設の現状においても、利用者の減少や固定化がみられ、また、高額な維持管理費（指定管理料、温泉水の利用を中止したことによる水道料金及び重油料金の増加、修繕費等）が必要となっています。 令和9年度以降の本施設の在り方や利用について、施設の老朽化と利用者の安全面、利用者数の推移等を踏まえ、廃止を含めて多角的に検討していくため、次期指定期間を個別施設計画どおり令和8年度末までの2年間とします。 以上のことから、次期指定管理者は、現指定管理者の社会福祉法人呉市社会福祉協議会を非公募により選定することとします。

5 今後のスケジュール

年度	令和 6 年度												令和 7 年度												令和 8 年度												令和 9 年度以降
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	—
個別施設 計画	令和 8 年で廃止の方針																																				
指定管理	公募による指定管理者 (呉市社会福祉協議会) 令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月												非公募による指定管理者 令和 7 年 4 月～令和 9 年 3 月																								●施設が安全に 使用できる間は 引き続き使用 (指定管理の更新) 又は ●施設の廃止
	●申請受付 ●12月定例会 指定議案提出 ●選定委員会												(更新の場合) ●募集要項の公表 ●12月定例会 指定議案提出 ●選定委員会																								
施設													令和 9 年度以降の施設の在り方を多角的に検討 ・利用者へのアンケート・ヒアリングの実施 ・関係者との協議 ・廃止とする場合は代替案について協議 ・地元説明 など																								